

市民共向会報

No.3

発行者
久慈市議会・市民共同
久慈市川崎町1の1
TEL 0194-52-2188（直通）
文責：高尾敬司郎

8月30日台風10号（ライオン・ロックII気象庁命名）は、久慈市では流木等が橋脚に堆積して河川の水が堤防を越えて氾濫、街中の住居や車両などに多数の被害が発生しました。また山根町・山形町でも土砂崩れや道路の寸断により、国道281号をはじめ、多数の通行止め個所が発生し、断水や停電でライフラインが切断されて、一時は100世帯以上が孤立状態に陥るなど、市民生活に大きな打撃を与えました。



台風10号 甚大な被害

(9月27日現在)

に国・県が関わるダムや国道、県道2級河川の数多く被害個所を加えると、久慈市全体での被害総額は200億を大きく超えるものと思われます。

足・り・な・い!!

罹(り)災証明の申請を!!

支援に向けた取り組みが必要です。ゴミ処理や対応の費用は、後に国からの特別交付金で措置される可能性が高いので、当面不足している必要な経費を、眠っている市の財源（基金）を一時的に流用することを良しとする考え方です。これによつて財源が確保できれば、市単独の支援を早期に実行する選択肢が広がります。

2、住宅の応急修理

、住宅の応急修理半壊以上の2287戸のうち住家半壊3戸につきは災害救助法による（公営住宅を除く）が支給されま

1、2とも、罹災証明が必要になります。お問い合わせは、市役所・社会福祉課・電話52-2119。

市や県は?

市民税減免、水道料減免、災害支援法による緊急修理支援、各種借り入れ（融資）に対する利子補給などの支援、市・県単独の生活支援給付など。今後、他にたくさんの支援が発生すると思われます。床下、床上は大規模半壊、1m以下は半壊）または建物浸水、土砂被害などがあつた方も漏れなく申請してください。

象世帯2287発行済世帯1550
0、(68%)です。受付は市役所・
税務課・及び山形総合支所で委任状
があれば代理でも申請ができます。

市の年間予算を 上回る被害額

商店街、道路、農地などのインフラ被害も集中しました。激甚災害の指定を受けて補助率はかさ上げされるものの、被害規模が大きく市の財政負担が懸念されます。

現在、市は財政調整基金から3億6000万円を取り崩して緊急対応しています。財調の残りは約6億円当面の緊急対応だけでもそれだけでは足りず、今後新たに多額の財源確保策が求められています。市民共同では、緊急救援体制の確立を

市民共同では緊急財政確保のため、合併特例債基金10億の活用を市長に提案します。いかなる資金難下でもやらねばならぬ市単独の被災者

災害救助法による支援

台風10号の復旧作業を支えているのがボランティアの皆さんです。市内の中学生、高校生から、市内外の企業・個人、団体での参加は、9月1日から27日（現在）までの約一か月間に3210名でした。



ありがとう、ボランティア

台風10号の復旧作業を支えているのがボランティアの皆さんです。市内の中学生、高校生から、市内外の企業・個人、団体での参加は、9月1日から27日（現在）までの約一か月間に3210名でした。



Q1 あのゴミの山は？

山積みにされた災害ゴミは約3万トン。処理費用は推定約15億円。東日本大震災の際にはがれき等の処理に3年の歳月を要しましたが、今回は丸2年ほどかかる見通しです。

ピックアップ情報

*仮設住宅入居者は無料、みなしふ設住宅入所者には家賃・月6万円を支度に2年間の補助があります。

被災者の意向調査

（大規模半壊以上の141戸が対象）
仮設住宅入居希望者 6戸。なし
応急処理 75戸。対象外 6戸。再建 10戸。

Q2 農地被害に関しては？

農作物・ハウス・田畠の泥などによる農地の被害については、通常の災害被害40万円以上ですが、激甚災害に指定されましたので、13万円以上が保障の対象になります。詳しくは市の農政課へお問い合わせ下さい。

Q3 街がなくなる？

商売をやめる、今回の災害でそんな選択を余儀なくされる人が多くあります。それでは久慈の街がなくなる。従つて商業者に対する市独自の支援策を講じるべきとの声。

多くの方が廃業に追い込まれれば、元の久慈の街の賑わいを取り戻すのに10年、いやそれ以上の歳月がかかるかもしれません。ゴミを処理し、壊れた道路を直しても、こうした見えない大災害の打撃は、市の将来に予想以上に深刻な事態をもたらします。市民共同ではこうした商業者への市の支援についても、強く当局へ働きかけます。

Q4 国の災害査定は？

久慈市の土木建築関係の被害で、査定を前提に、すでに県・国の調査により絞り込まれているのは、林道・市道・河川など200数十か所。これらの個所は11月6日の週から林道を手始めに、以後次々と査定が行なわれる予定です。今回、査定を受けないと判断された被害個所については、市の応急処置が施されます。

市議会の働き



台風10号の被害を受け、市議会では3常任委員会合同審査会（委員長・畠中勇吉総務常任委員長）が発足。これまで9月8日と9月15日の2度にわたって全議員を4つのグループに分けて被災個所を訪れ、調査した緊急の課題について市長に提言しました。この合同調査会は今後も、隨時必要な提言を直接市長に対して行い、早期復旧に向けてともに活動を継続します。

あとがき

台風10号でお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り致します。また被災された皆様方に心からお見舞い申し上げます。

もうじき冬がやってきます。床上浸水した被災者の皆さんに対して、寒さを凌ぐための手厚い保護と支援が必要です。

6月議会では代表質問は小倉



利之議員、先ごろ行われた9月議会では畠中勇吉議員が登壇。